

看護師による特定行為の実施について

特定行為とは、あらかじめ医師が定めた手順書に準じて看護師が行う「診療の補助」行為です。この行為は、厚生労働省が定める「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修機関において、研修を修了した看護師のみが実践可能な診療の補助行為となります。

特定行為研修修了看護師は、実践的な理解力、思考力および判断力のほか、高度で専門的な知識・技能を身につけ、医療チームの一員として上記の特定行為をタイムリーかつ迅速、適切に提供しています。

1. 看護師の特定行為の実施について

当院には特定行為研修を修了した看護師がつぎの4行為の特定行為を実施しております。

持続点滴中の高カロリー輸液の投与量の調整	脱水症状に対する輸液による補正
雄部ドレーン抜去	インスリン投与量の調整

上記特定行為の実施においては、包括同意をもってご了承いただいたものと判断させていただきます

2. 特定行為実習について

当院は厚生労働省が定める「特定行為に係る看護師の研修制度」の研修機関として指定を受けております。また、実習連携施設として他の研修機関の実習受け入れも実施しています。特定行為実習につきましては、特定行為研修課程の看護師が指導医師の監督のもと安全に配慮し実習を進めております。対象となる患者さんへは説明と書面による同意をいただいております。

3. 看護師の特定行為ならびに特定行為実習の不同意または同意の撤回について

看護師の特定行為ならびに特定行為実習における実施の不同意、ならびに同意したあとの撤回により、治療や看護に不利益を被ることはありません。ご同意いただけない場合は、医療者にお申し出ください。院内には患者サポート相談窓口（3号館3階地域連携室内）が特定行為に関する相談や困りごとに対応しておりますのでご利用ください。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。